

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その１（１工区） （収集運搬）仕様書

（適用範囲）

第１条 本仕様書は、天神川流域下水道天神浄化センター（以下「浄化センター」という。）脱水汚泥処理業務委託その１（１工区）（収集運搬）（以下「業務」という。）に適用する。

（目的）

第２条 本仕様書は、業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

（業務の期間）

第３条 令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（業務の履行義務）

第４条 受注者は、契約書、本仕様書、下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会発行）及びその他関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行しなければならない。また、受注者は、業務の履行における財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

（業務の対象となる汚泥）

第５条 業務の対象となる汚泥は、脱水汚泥とする（未消化汚泥について、濃縮及び脱水の過程で高分子凝集剤を使用。なお、汚泥成分試験結果については、別紙２を参照）。

（業務の内容）

第６条 業務の内容は、脱水汚泥の収集運搬業務（浄化センターから処理施設まで）とする。

（汚泥搬出量等）

第７条 汚泥搬出の予定数量は２，０００トンとする。また、１回当たり１０トン程度とし、頻度は１日当たり１回～２回程度を想定している。

なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

（脱水汚泥の収集場所）

第８条 浄化センターの汚泥搬出場所とする。

（業務管理）

第９条 受注者は、業務の公益性を配慮し、いかなる場合でも業務に必要となる体制を確保し、業務に支障を及ぼさないように努めるものとする。

（関係法令の遵守）

第１０条 受注者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係各県産業廃棄物処理等指導要領その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行とするとともに、これらの法令等の適用運営については、受注者の負担及び責任において行なわなければならない。

(安全管理)

第11条 受注者は、業務の履行に当たり労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従事する者の安全を図らなければならない。

(緊急事態発生時の処置)

第12条 受注者は、大雨、台風、重大事故等の緊急事態に対応できる体制を確立し、応急処理その他適切な処置が実施できる準備をしておかなければならない。

(収集運搬の変更)

第13条 発注者は、受注者が行う業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、収集運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第14条 受注者は、浄化センターの施設に対して汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原状に復旧しなければならない。

2 受注者は、業務の履行に当たり第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償等の責任を負わなければならない。

(検収)

第15条 脱水汚泥の積込運搬量については、発注者及び受注者の立会いで検収するものとする。

(故障事故報告)

第16条 受注者は、業務の履行に当たり、故障又は事故等の不測の事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(脱水汚泥収集運搬業務)

第17条 受注者は、鳥取県内に本店を有し、かつ廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていなければならない。

2 受注者は、脱水汚泥の運搬において、適切な臭気対策を行うとともに、運搬経路に脱水汚泥又は脱離液等が脱落あるいは飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一脱落あるいは飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

3 脱水汚泥の搬出は、発注者が事前に搬出日時を指定するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

4 搬出経路については、原則として浄化センターの北側出入口を使用し、天神川右岸の堤防道路を通行し一般国道9号線へ抜けるルートとすること。（別紙1の搬出経路指定区間）ただし、積雪等により天神川右岸の堤防道路が通行しがたい場合は、この限りではない。

5 受注者は、第6条に規定する業務を、第三者に再委託してはならない。ただし、受注者が、廃棄物処理法の定める再委託基準に従い、事前に発注者に報告（再委託する脱水汚泥の数量等を記載し、再委託する業者の産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを添付）し発注者の許可を受けた上で再委託する場合はこの限りでない。

(浄化センター内の運転)

第18条 浄化センター内の運転については徐行運転とし、アスファルト、コンクリート等を損傷し

ないよう十分注意しなければならない。

(資格を要する業務)

第19条 受注者は、業務の履行に当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(履行報告)

第20条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月10日までに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(業務完了)

第21条 受注者は、本委託期間における業務が完了した時は、10日以内に業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第22条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定するものとする。

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その１（１工区） （処分）仕様書

（適用範囲）

第１条 本仕様書は、天神川流域下水道天神浄化センター（以下「浄化センター」という。）脱水汚泥処理業務委託その１（１工区）（処分）（以下「業務」という。）に適用する。

（目的）

第２条 本仕様書は、業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

（業務の期間）

第３条 令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（業務の履行義務）

第４条 受注者は、契約書、本仕様書、下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会発行）及びその他関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行しなければならない。また、受注者は、業務の履行における財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

（業務の対象となる汚泥）

第５条 業務の対象となる汚泥は、脱水汚泥とする（未消化汚泥について、濃縮及び脱水の過程で高分子凝集剤を使用。なお、汚泥成分試験結果については、別紙２を参照）。

（業務の内容）

第６条 業務の内容は、脱水汚泥の処理業務とする。

（汚泥搬出量等）

第７条 汚泥搬出の予定数量は２，０００トンとする。また、１回当たり１０トン程度とし、頻度は１日当たり１回～２回程度を想定している。

なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

（業務管理）

第８条 受注者は、業務の公益性を配慮し、いかなる場合でも業務に必要となる体制を確保し、業務に支障を及ぼさないように努めるものとする。

（関係法令の遵守）

第９条 受注者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係各県産業廃棄物処理等指導要領その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行とするとともに、これらの法令等の適用運営については、受注者の負担及び責任において行わなければならない。

（安全管理）

第１０条 受注者は、業務の履行に当たり、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従事する者の安全を図らなければならない。

（検収）

第１１条 受注者は、脱水汚泥の処理量について重量指示計を使用して検収するものとする。

（故障事故報告）

第１２条 受注者は、業務の履行に当たり、支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(業務実施に当たっての留意事項)

- 第13条 受注者は、コンポスト化等の有効利用による方法で脱水汚泥を処分しなければならない。
- 2 受注者は、鳥取県内に本店、支店又は営業所を有し、かつ監督官庁等の許可を得た産業廃棄物の中間処理施設で当該汚泥の処理を行わなければならない。
- 3 受注者は、産業廃棄物の中間処理施設の維持管理について、関係法令等を遵守し、脱水汚泥の適正な処分に万全を期さなければならない。
- 4 受注者は、第6条に規定する業務を第三者に再委託してはならない。ただし、廃棄物処理法の定める再委託基準に従い再委託する場合でかつ発注者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

(資格を要する業務)

- 第14条 受注者は、業務の履行に当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(履行報告)

- 第15条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月10日までに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(業務完了)

- 第16条 受注者は、本委託期間における業務が完了した時は、10日以内に業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

- 第17条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定するものとする。

脱水污泥含有試験		
項 目	試 料 名	脱水污泥
蒸 発 残 留 物	(%)	24.2
含 水 率	(%)	75.8
強 熱 残 留 物	(%)	8.3
強 熱 減 量	(%)	91.7
銅	(mg/kg)	350
亜 鉛	(mg/kg)	200
鉄	(mg/kg)	2,900
マ ン ガ ン	(mg/kg)	90
ク ロ ム	(mg/kg)	6
総 水 銀	(mg/kg)	0.10
カドミウム	(mg/kg)	<0.5
鉛	(mg/kg)	6.6
ひ 素	(mg/kg)	12
全 り ん	(%)	1.3
全 窒 素	(%)	5.4
		・脱水污泥は、SP脱水直後に採取したもの。 ・mg/kgは、乾燥重量当りである。 ・試料採取日は、令和7年1月11日、令和8年1月8日

試験結果証明書

第 T570295-1 号
2026 年 2 月 17 日

公益財団法人
鳥取県天神川流域下水道公社 殿

(事業者の名称及び住所)
東和环境科学株式会社
〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号
(事業所の名称及び所在地)
東和环境科学株式会社
〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

依頼者住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517

採取場所 脱水機直後

試験対象 汚泥（溶出試験） 採取者 持込

採取年月日 2026 年 1 月 8 日 受付年月日 2026 年 1 月 9 日

項目 単位		試料名 (検体名)	脱水汚泥	試験方法
アルキル水銀化合物	mg/L		検出せず	S. 46環告第59号付表3
水銀又はその化合物	〃		< 0.0005	〃 付表2
カドミウム又はその化合物	〃		< 0.001	JIS K 0102-3-14.4
鉛又はその化合物	〃		0.006	〃 -13.4
有機りん化合物	〃		< 0.1	JIS K 0102-4-7.2.1, 7.2.3
六価クロム化合物	〃		< 0.02	S. 48環告第13号別表第1
ひ素又はその化合物	〃		0.13	JIS K 0102-3-20.4
シアン化合物	〃		< 0.1	JIS K 0102-2-9.5
ポリ塩化ビフェニル	〃		< 0.0005	S. 46環告第59号付表4
トリクロロエチレン	〃		< 0.01	JIS K 0125-5.2
テトラクロロエチレン	〃		< 0.01	〃
ジクロロメタン	〃		< 0.02	〃
四塩化炭素	〃		< 0.002	〃
1,2-ジクロロエタン	〃		< 0.004	〃

備考 試料の調製は、S. 48環告第13号（R. 7改正）第1.1.イ、試料液の調製は第1.1.イに従って行った。
S. 46環告第59号（R. 7改正） JIS K 0102-3（2022年制定）
JIS K 0102-4（2024年制定） JIS K 0102-2（2022年制定）
JIS K 0125（2023年改正）
「検出せず」とは、定量下限値（アルキル水銀化合物：0.0005mg/L）を下回ることをいう。

検査責任者 廣 津 隆 義



試験結果証明書

第 T570295-2 号
2026 年 2 月 17 日

公益財団法人

鳥取県天神川流域下水道公社 殿

(事業者の名称及び住所)

東和環境科学株式会社

〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

(事業所の名称及び所在地)

東和環境科学株式会社

〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

依頼者住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517

採取場所 脱水機直後

試験対象 汚泥（溶出試験）

採取者 持込

採取年月日 2026 年 1 月 8 日

受付年月日 2026 年 1 月 9 日

項目	単位	試料名 (検体名)	脱水汚泥	試験方法
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		< 0.1	JIS K 0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃		< 0.04	〃
1,1,1-トリクロロエタン	〃		< 0.3	〃
1,1,2-トリクロロエタン	〃		< 0.006	〃
1,3-ジクロロプロペン	〃		< 0.002	〃
チウラム	〃		< 0.006	S. 46環告第59号付表5
シマジン	〃		< 0.003	〃 付表6(第1)
チオベンカルブ	〃		< 0.02	〃
ベンゼン	〃		< 0.01	JIS K 0125-5.2
セレン又はその化合物	〃		< 0.002	JIS K 0102-3-26.3
1,4-ジオキサン	〃		< 0.005	S. 46環告第59号付表7
			以下	余 白

備考 試料の調製は、S. 48環告第13号（R. 7改正）第1.1.イ、試料液の調製は第1.1.イに従って行った。
JIS K 0125（2023年改正） S. 46環告第59号（R. 7改正）
JIS K 0102-3（2022年制定）

検査責任者 廣 津 隆 義

